
障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

文部科学省 生涯学習政策局

生涯学習推進課 障害者学習支援推進室

目次

- 「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置・・・P.1
- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて(大臣メッセージ)」等の発出・・・・・・・P.2
- 障害者の生涯学習(教育、スポーツ、文化を含む)に関する条約・法令・・・・・・・P.3
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要・・・・・・・P.4
- 平成29年度予算事業・今後の取組・・・・・・・P.5
- 特別支援総合プロジェクト特命チーム 当面の取組・・・・・・・P.6
- 日本青年会議所(JC)との連携 ～みんなのNIPPON共生社会プロジェクト～・・・P.7
- 平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検について・・・・・・・P.8
- 国立市における障害者の生涯学習活動に係る取組・・・・・・・P.9
- 都立あきるの学園(特別支援学校)における放課後子供教室に係る取組・・・・P.10
- 一麦会(社会福祉法人)における障害者の生涯学習活動に係る取組・・・・・・・P.11

(参考資料)

- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」・・・・・・・P.13
(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ)
 - 「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」・・・・・・・P.15
(平成29年4月7日付 29文科生第13号 生涯学習政策局長・初等中等教育局長・
高等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長通知)
-

「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置

- 文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。
- 今後、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等の施策を横断的かつ総合的に推進。

推進体制

生涯学習政策局
生涯学習推進課
障害者学習支援推進室

室長

室長補佐 生涯学習推進課課長補佐
特別支援教育課専門官

係長

係員 生涯学習推進課係員

※網掛けの者は専任

特別支援総合プロジェクト 特命チーム

・生涯学習政策局

生涯学習推進課長
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室長
生涯学習推進課 課長補佐
社会教育官

・初等中等教育局

特別支援教育課長
特別支援教育企画官
特別支援教育課 専門官

・高等教育局

学生・留学生課 課長補佐

・スポーツ庁

健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室長
健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室 室長補佐

・文化庁

芸術文化課 課長補佐

・厚生労働省(オブザーバー)

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 課長補佐
職業安定局 雇用開発部
障害者雇用対策課 課長補佐

(平成29年4月1日現在)

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出

- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ)。

～大臣メッセージ ポイント～

- 障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要。その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることに大きな不安を持っていること。
- 今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。
- 各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

- 併せて、同日付で、地方公共団体等への協力依頼の通知を、関係局長等※の連名にて発出。

※生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、文化庁次長

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」依頼事項のポイント

第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について

- 障害者のライフステージ全体に着目して、多様な学習活動の支援を推進する体制を確立するため、「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設置。
- 都道府県・市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の多様な学習活動の支援に関する取組の充実を図るとともに、取組の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼。

第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について

- 障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰予定※1。適切な候補の推薦を依頼。

※1:平成29年5月9日付で都道府県等に推薦依頼済。

第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について

- スポーツ事務の一元化を含め、障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備を依頼。

第4 「Specialプロジェクト2020」について

- 全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催するため、モデル事業を実施。都道府県の関係部署や関係団体等が連携して、プロジェクトの推進に向けた体制の構築を依頼。

第5 障害者による文化芸術活動の充実について

- 障害者の優れた文化芸術活動の取組の調査研究や、成果発表の公演などの支援を実施。
- 障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実を依頼。

第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実

- 近日中に告示予定※2の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を依頼。
 - 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。
- ※2:平成29年4月28日付で告示済。

第7 小学校等における障害者に対する理解の推進

- 告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校教育における障害者に対する理解に関する取組の充実を依頼。

第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

- 大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について、検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。これを広く周知し、共通理解と連携を深め、取組の充実にも努めるよう依頼。

障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令

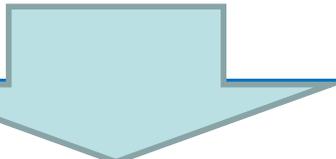
障害者の権利に関する条約(抄) (平成26年2月批准)

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。(以下略)
- 2~4 (略)
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。(以下略)
- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3~4 (略)
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。(以下略)



「障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告」より(生涯学習関係)

(16.5) 教育基本法第3条において、障害者を含む国民一人一人の共通理解の下、国及び地方公共団体をはじめ、学校、家庭、さらに各種団体や企業等も含め地域を通じた社会全体で、生涯学習社会の実現が図られるべきという「生涯学習の理念」を規定している。また、同法第4条に教育の機会均等を規定し、その第2項として、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる義務を国及び地方公共団体に課している。さらに、同法第12条に社会教育を規定し、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないとしている。

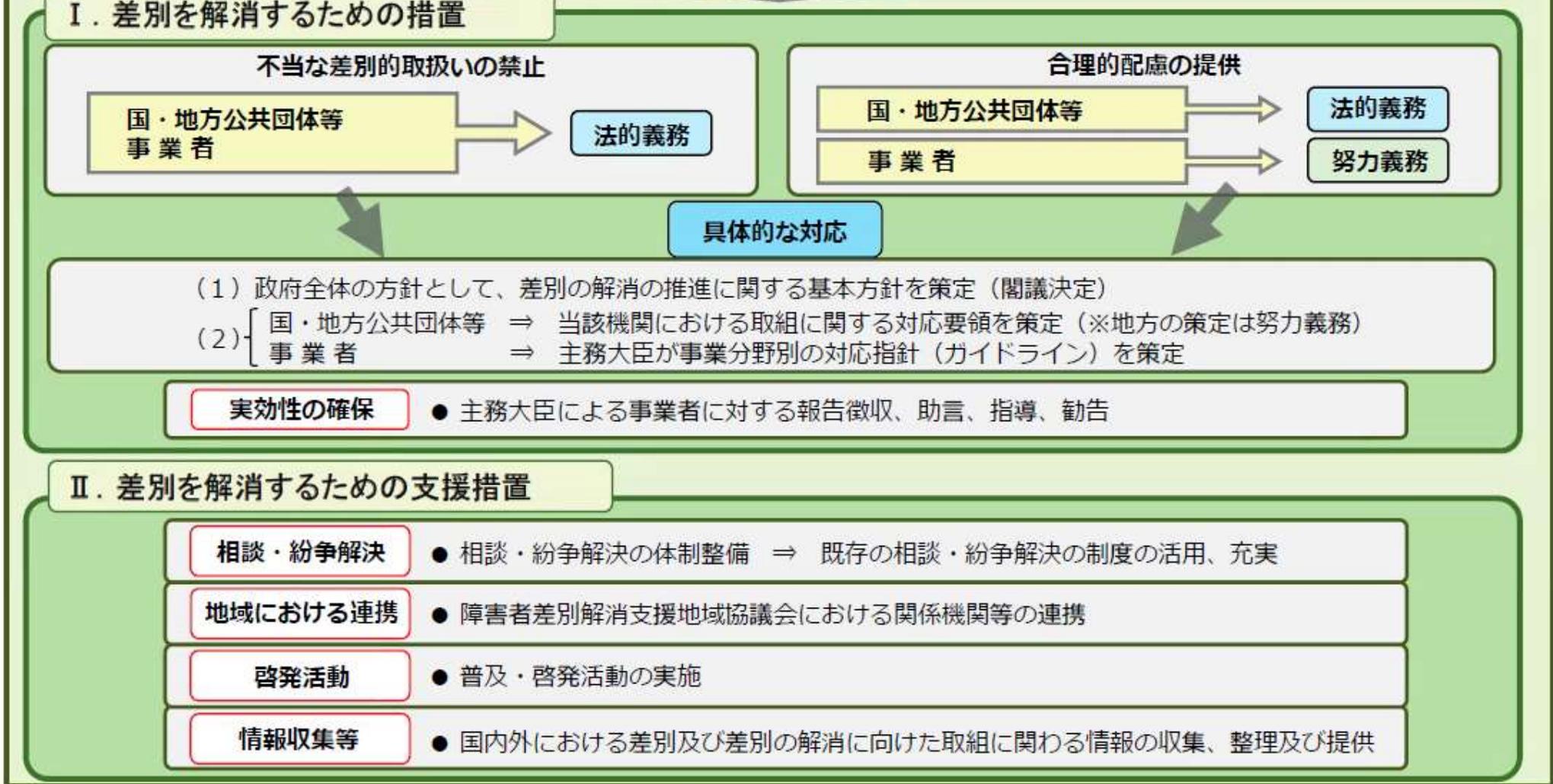
教育基本法(抄)

- 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
- 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- 第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



平成29年度予算事業・今後の取組

- 今後、以下の平成29年度予算事業を推進。
- 併せて、①「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰、②平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検の結果を踏まえた事業の見直し、③各方面への周知・機運醸成、などを進める。
- さらに、既存の施策の充実に加え、学校卒業後も教育、文化、スポーツに親しむための支援策について、ニーズを十分に捉えながら、平成30年度概算要求なども視野に検討を進める。

障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する主な平成29年度予算事業

○Specialプロジェクト2020（新規）7,600万円

【担当：スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室】

2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施

○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備（新規）3億4,500万円の内数

【担当：初等中等教育局特別支援教育課】

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援

○地域学校協働活動推進事業（拡充）64億3,500万円の内数

【担当：生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室】

コーディネーターを中心として、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校を含め、全国的に推進

○障害者の文化芸術活動の充実（拡充）116億円の内数

【担当：文化庁芸術文化課】

・戦略的芸術文化創造推進事業 7.0億円の内数

芸術文化の振興に必要な芸術活動や障害者の優れた芸術活動の調査研究、国内外での成果発表のための公演・展覧会の開催等を実施

・文化芸術による子供の育成事業 52.2億円の内数

特別支援学校の子供たちへの文化芸術の鑑賞・体験機会を提供
小中学校等の子供たちへ障害のある芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会を提供

・文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 29.6億円の内数

地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用した、地域経済の活性化や共生社会の実現につながる先進的な取組等を支援

○社会で活躍する障害学生支援センター形成事業（新規）4,500万円

【担当：高等教育局学生・留学生課】

大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、障害のある学生の修学・就職支援を連携して進める「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成

文部科学大臣表彰の創設

障害者の生涯学習支援活動を行う個人、団体への表彰制度を創設。都道府県等に推薦依頼中(7/10〆切)。8月頃に決定予定

各方面への周知・機運醸成

○公益社団法人日本青年会議所(JC)とのタイアップ

JCによる障害者支援のためのチャリティラン(4/29)を契機として、7月のタイアップ宣言(7/7に大臣と青木会頭が調印)及びJCサマーコンファレンス(「障害者支援」をテーマとしたクロストーク)、9月の障害児が参加するサッカー大会など、教育・スポーツ・文化全体に渡りJCと連携し、機運を醸成

○各種会議における説明・依頼

都道府県・市町村や社会教育・学校教育等の関係者が参加する会議等において、大臣メッセージ等について説明、取組の充実や体制整備を依頼

平成29年度事業の総点検

平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検の結果を踏まえた事業の見直しを実施

障害者の生涯学習に関する実態調査

障害者の生涯学習活動や多様な主体による学習プログラム提供の実態、支援ニーズ等に関する調査の準備中

地方公共団体における体制整備

地方公共団体における、①関係機関と連携した、障害者の生涯学習支援の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼(4/7)、②国との連絡調整を行う都道府県の担当窓口を把握

平成30年度概算要求

既存の施策の充実に加え、学校卒業後も教育・文化・スポーツに親しむための支援策について、ニーズを十分捉えながら、概算要求を検討

Special プロジェクト 2020

○ロゴマークの募集・選定

機運醸成を図るため、プロジェクトのロゴマークを、全国の特別支援学校の児童生徒からの公募により募集(5～9月)

○全国大会開催のPR

特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催を支援するため、支援対象とする大会への文部科学省の政務3役の出席、マスコミへの積極的なPRを実施

○生涯学習政策との積極的な連携

Specialプロジェクトと地域学校協働活動との連携を進め、地域・学校・文化・スポーツの連携体制の構築及び取組の相乗効果を図る

障害者の文化芸術活動関連イベントの一体開催

文科省主催の国民文化祭と、厚労省主催の全国障害者芸術・文化祭を奈良県で初めて一体開催(9～11月)。合同での開閉会式・イベントや障害のある人もない人もともに楽しむコンサート等を実施予定

障害のある児童・生徒・学生への支援体制の構築・充実

○障害学生支援センター形成の推進・充実

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告第二次まとめで提言された「社会で活躍する障害学生支援センター形成」の推進・充実を図り、大学等における障害のある学生の修学や就職の支援体制や方法を充実

○卒業後も一貫した切れ目ない支援体制の構築を支援

教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し、特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を構築する地域を支援する事業を平成29年度より新たに実施し、30地域を補助予定

スペシャルサポート・キャラバン

障害者の生涯を通じた学習支援について、現場の実態、課題を把握し、改善につなげるため、全都道府県の教育委員会と特別支援学校等を訪問し、意見交換を実施

日本青年会議所（JC）との連携 ～みんなのNIPPON共生社会プロジェクト～

タイアップ宣言 調印式 H29.7.7



タイアップによる取組

- 4月29日 障害者支援のためのチャリティランで義家副大臣と青木会頭が共に走り、チャリティを日本障がい者スポーツ協会に寄付
- 7月 7日 松野大臣と青木会頭によりタイアップ宣言の調印

※ 7日の調印式を踏まえ、JCでは、全国各地の青年会議所における取組として、以下を政策キットとして発信

- ①日の丸チャリティラン
- ②障害者総合支援意思共有サミット
- ③障害者総合支援協議会による活動の実施

障害者の生涯に寄り添った支援に関する
タイアップ宣言

平成29年7月7日

障害のある方が、生涯にわたり自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにするため、文部科学省と公益社団法人日本青年会議所はタイアップし、教育、スポーツ、文化や就労等の全体にわたり、障害のある方の生涯に寄り添って支援していくことをここに宣言します。

このタイアップにより実施する事業やイベントについて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、「みんなのNIPPON共生社会プロジェクト」と称し、広く全国で展開していきます。

このことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、思いやりの心のもとに支え合う、共生社会を実現していきます。

文部科学大臣 松野 博一 公益社団法人 日本青年会議所
第66代 会頭 青木 照護

署名 松野博一 署名 青木照護

みんなのNIPPON
共生社会プロジェクト

タイアップのロゴマーク 及びロゴコンセプト

お互い様の世の中で。

誰にだって、ちょっとしたハンデはある。
たとえば、人前で話すのが苦手だとか、
数字が苦手だとか、文章が苦手だとか。
一方で、得意なこともある。
信じられないくらいの段取りをする人がいる、
録音かと思ふほどのスピーチをする人もいる。
私たちはみんな、苦手なことでも助けられ、
得意なことでも人の役に立つことができる。
これは少し言い過ぎなのかもしれないけど、
障害は、苦手なことひとつではないのだろうか。
そう考えると、障害者が健常者を助けることもある、
健常者が障害者を助けることもある、という考えになる。
「お互い様だね」と言って助け合ってきた日本人にとって、
新しいことではない。
障害者と健常者が当たり前のように助け合う社会ができると思う。

お互い様という、どこかに安心感をまとうこの言葉を胸に、
みんなのNIPPON共生社会プロジェクト、はじまります。

平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検について

— 平成30年度に向けた事業の見直しへ —

目的

第193回国会における文部科学大臣の所信においては、「障害のある方の生涯を通じた学びを支援する観点から、文部科学省の実施する様々な施策を改めて見直す」こととしている。

このことを受け、文部科学省として、平成29年度事業について、障害者支援の観点から対応がなされているか点検するとともに、新たな観点で取り組むことがないか、全省的に見直しの検討を行うもの。

本総点検を通じ、文部科学省として、障害者支援の観点から事業の充実を図るとともに、地方自治体・関係団体における機運醸成、意識改革、取組推進を図る。

点検結果の概要

文部科学省における平成29年度事業について、所定の分類に該当するか点検を実施した結果、平成29年度の全426事業中、何らかの積極的な障害者支援等の取組を実施しているもの、又は実施予定のものは、281事業(約7割)であった。

※事業の単位は、平成28年度行政事業レビューをもとに、平成29年6月時点で更新したもの。また、各分類の事業数については複数回答あり。

※なお、障害者支援の観点から対応できない事業もあり、例えば、事業の趣旨・目的や経費の性質からなじまないもの（例：大規模研究開発機器の整備費、国際機関への拠出金）、既にテーマ設定や公募済のものなどである。

※ 障害者支援等に係る主な平成29年度事業

- ① 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する主な事業
- ② 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実
- ③ 障害者スポーツに関する主な施策

点検結果を踏まえた対応

- 今後、文部科学省として**共通的に対応可能と考えられる主な取組の例は、右記のとおり。**
- 障害者支援の観点から積極的な取組が実施できていない事業をはじめ、文部科学省の全事業について、主な取組の例も参考にして、平成30年度に向けた見直し(改善や充実など)を検討していく。見直しの検討は、各事業の特性を踏まえつつ行う。
- なお、既に公募済などの理由により、現時点での対応が難しいと考えられる事業についても、例えば、採択通知の際に障害者への配慮を念頭に置いた事業の実施を促すなど、平成29年度中に運用上対応できないことがないか検討する。

<文部科学省として共通的に対応可能と考えられる主な取組の例>

【実態調査・調査研究事業等】

- 委託調査における、障害者支援の現状把握
- 調査研究事業等における、障害者支援関係のテーマ設定
- 障害者就労施設等への業務発注(報告書等の印刷、データ入力業務など)

【委託・審査事業等】

- 補助事業等における、障害者支援メニューの創設
- 公募要領等への、障害者支援に係る経費の計上が可能である旨の明記
- ガイドライン、事例集等における障害者支援の観点の項目創設

【試験・イベント事業等】

- 試験等実施時における、障害者支援の観点からの配慮(点字使用・別室受験等)
- イベント実施時における、①施設のバリアフリー、②情報アクセシビリティ、の適切な確保・配慮
- 文部科学省における障害者差別解消法に係る対応(注)の徹底、及び委託先等へ「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を配布する等、周知徹底

国立市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※国立市HP資料等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者への居場所づくりや社会参加の支援の取組が実施されてきたが、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無にかかわらず活動”を志向。
- 障害者青年学級等の活動を“障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”と捉え直すとともに、公民館を中核に据えてコーディネーターとしての役割を果たすことで、積極的に活動を推進。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 公民館を中心として、**教育から福祉・労働分野に至る市内関係部署や、若者サポートステーション・社会福祉法人などの関係団体と連携**し、「自立に課題を抱える若者支援」の取組を実施。
(例：新たに「中高生の学習支援」(地域未来塾)事業を開始、発達障害や外国にルーツのある中高生の支援も展開する、等 ※右下の活動写真参照)

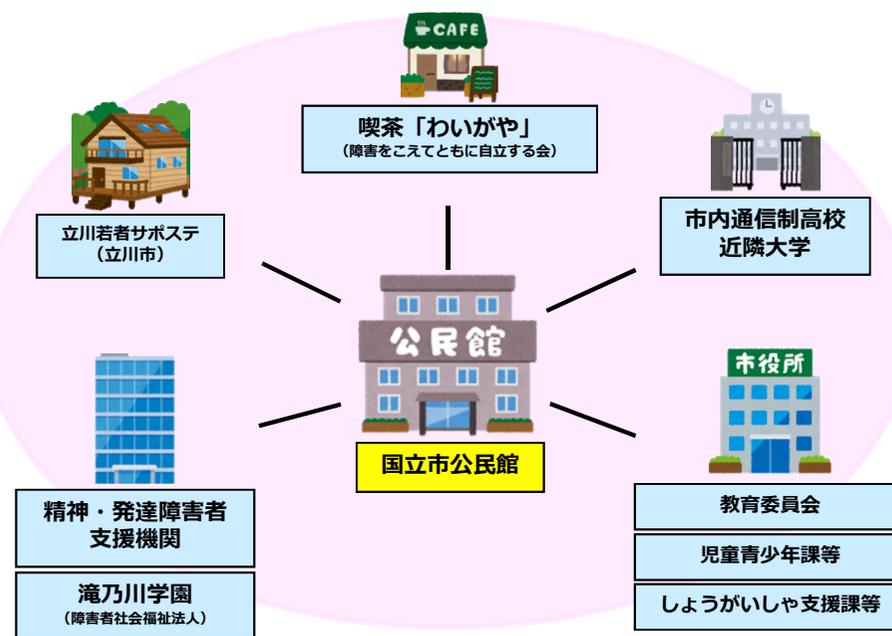
【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 公民館における「しょうがいしゃ青年教室」や「青年講座」、市民グループ運営の喫茶「わいがや」といった**各プログラムが相互に連携して活動を展開**。
(例：「しょうがいしゃ青年学級」の学級生が「わいがや」での喫茶実習に参加する、等)

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 公民館の**職員にコーディネーターの役割を付与し、関係部署・団体等との連携を進めるとともに、市内関係部署とも協働して人材配置・活用を促進**。

実施体制



取組の成果

- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”を発展させて、新たに「自立に課題を抱える若者」のニーズを顕在化することができた。また、こうしたニーズに対し、公民館による学習支援・中間的就労・コーディネートが有効だと明らかにできた。
- 公民館職員に付与したコーディネーターの役割について、特に若者の継続参加を支える「ユースワーク」と、関係機関・支援者等を繋ぐ「ネットワーク」の両面が重要であることを示すことができた。
- 公民館の機能を補完するために有効なネットワークの構築準備に着手できた。



都立あきるの学園（特別支援学校）における放課後子供教室に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 都立あきるの野学園（特別支援学校）のPTA主催で始まった「あきるのクラブ」は、学校、地域、企業と連携し、「チームあきる野」として、放課後子供教室の委託を受けて、学校内を主な活動場所として実施。また、様々な企業からCSR活動の一環としての協力を得て活動をしている。
- 特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させるとともに、地域における障害者の生涯学習の場を提供することを目的に実施（平均参加児童生徒数は、各回80名程度）。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 「チームあきる野」を中心として、**地域の団体や企業等と連携**し、各種の取組を実施。
- 障害の有無・種別や年齢を問わず、近隣学校の児童生徒の参加も受け入れるなど、**地域に対して開かれた活動を展開**。

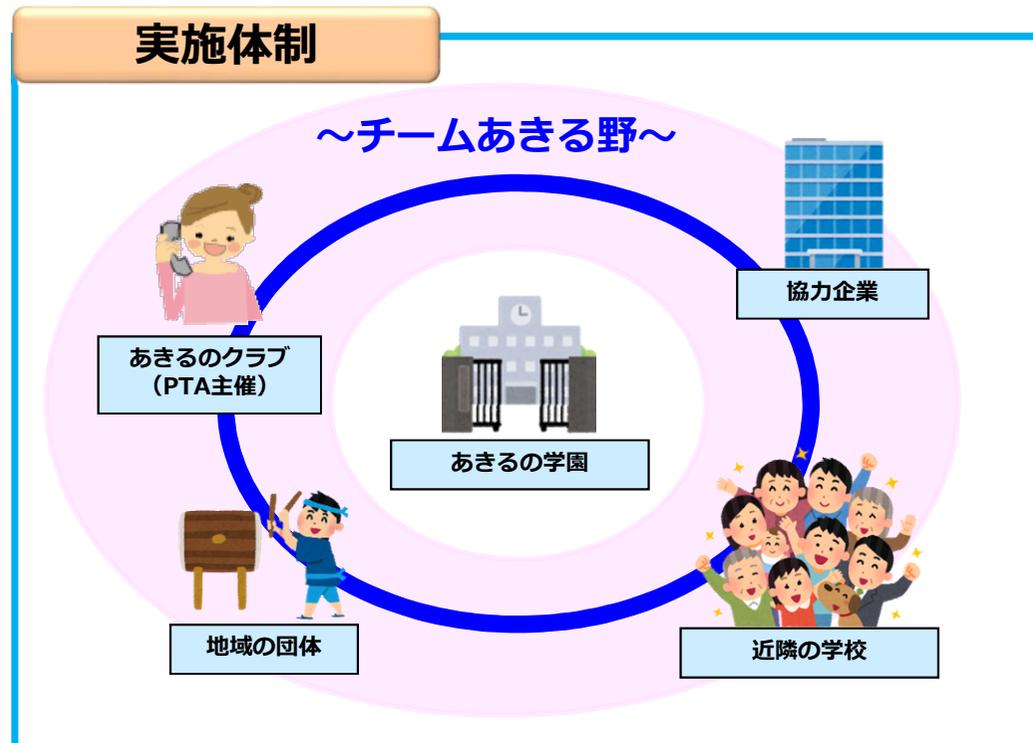
【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 地域の太鼓クラブが指導する太鼓教室や、企業がコーディネートし外国人従業員が講師として運営するプログラム「外国語で遊ぼう」など、**実施主体がそれぞれの強み・得意分野を活かしたプログラムを展開**。

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 学校・PTA関係者から地域の団体・企業に至るまで、**関係者が「チームあきる野」として一堂に会する**ことで、組織的に活動を展開。
- 活動時に**「特別支援サポーター」を配置**することで、きめ細やかな配慮を実施。

実施体制



取組の成果

- 地域住民・企業の方などの協力を得ることで、多様なプログラムの実施が可能。
- 特別支援学校を会場にして「バリアフリー」を確保するとともに、参加者に条件を設けないことで、在校生のみならず、地域における障害者の生涯学習の「場」として機能。



一麦会（社会福祉法人・和歌山県）における障害者の生涯学習活動に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

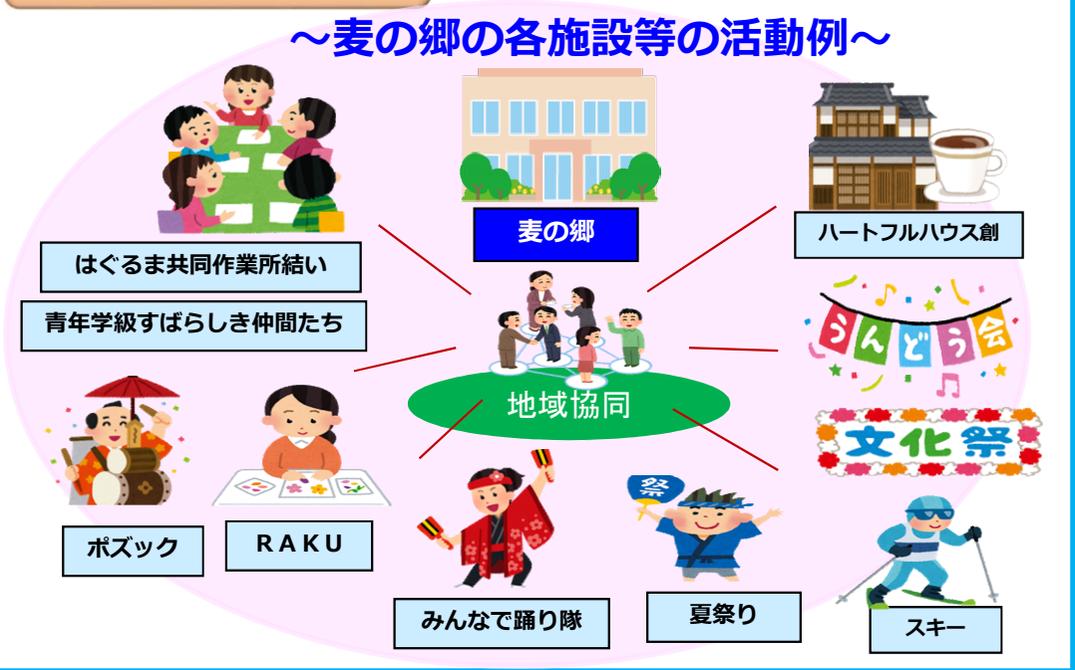
- 昭和52年以降、障害者・家族との出会いの中で「ほっとけやん」（放っておけない）として、「地域協同」のもと、障害種別を超え、福祉の谷間や対象とされなかった人についての支援の仕組みづくりを推進。
- はぐるま共同作業所結いの学習活動、ポズックの創作品販売やちんどん楽団、ハートフルハウス創の古民家カフェを通じた交流、みんなで踊り隊のよさこい踊り、「青年学級すばらしき仲間たち」の当事者活動、アートサポートセンターRAKUの表現活動や作品展、作業所交流運動会、文化祭、夏祭り、登山、スキーなどを展開。



工夫点・ポイント

- 【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】
 - 就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域生活支援センター、福祉事業所、病院、保健所、特別支援学校、企業など、**多様な主体とネットワークを形成し専門的知見を活用。**
 - 可能な限り地域の**自主的な団体や活動と連携**し、地域生活を豊かにする取組を推進。
- 【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】
 - 一麦会全体を通じて、**教育、文化、スポーツ、余暇・レクリエーション、居場所づくりなど多種多彩なプログラムを展開。**
 - 結いでは、生活、実用計算、文化、テーマ学習、話し合い、相談等の学習プログラムを実施。
 - ポズックでは、芸術・創作活動と仕事をつなげていき、生涯学習と起業の一体的な取組を志向。
- 【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】
 - 特別支援学校教員OB、企業経験者、福祉施設職員等の**専門家が各活動のネットワークの中核**として活動。

実施体制



取組の成果

- 関係機関・団体との連携や個々人のネットワークを通じて、量的・質的に充実した活動を総合的に展開。地域の健常者との交流活動も活性化。
- 福祉・教育制度の狭間で支援が届かなかった人が、多様な活動に携わることで、生きがいづくりや社会参加につながり、共生社会の実現にも寄与。

